

困難な状況にある妊婦が安心して出産できる支援体制の充実及び
内密出産の法制化を求める意見書

予期せぬ妊娠や経済的困窮、家庭内暴力（ＤＶ）などにより、誰にも相談できず孤立した妊婦が、自宅やトイレなどの安全性の低い環境で医療者の立会いもなく一人で出産し、大量出血で命を落としたり、生まれた乳児の命を危険にさらしたり、あるいは乳児遺棄に至る深刻なケースが後を絶たない。

子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点から、本来は、妊婦がその身元情報を明らかにして出産することが原則であるが、上記のような母子の生命を脅かす孤立出産を選ばざるを得ない妊婦の最後のセーフティネットとして、病院の特定の担当者にのみ身元を明かして子どもを出産する「内密出産」が行われている。

内密出産は、令和３年１２月に熊本市の慈恵病院で初めて行われ、同月以降、約７０人を受け入れている。令和７年３月には東京都墨田区の賛育会病院でも運用が開始され、７人を受け入れている。現在、内密出産を行っているのは国内でこの２病院のみである。

国は、令和４年９月に内密出産に関するガイドラインを作成しているが、現行法に内密出産に関する規定はなく、病院が手探りで運用している状態である。また、医療機関による内密出産費用の肩代わりや事務負担に対する財政支援は制度化されていない。さらに、内密出産に当たっては、子どもの出自を知る権利の保障や父親の責任の在り方、出産後の母子に対する支援の確保などの課題も指摘されている。

こうした課題の抜本的解決に向けては、困難な状況にある妊婦が内密出産を選ばざるを得ない状況に追い込まれる前に、社会全体で孤立を防ぎ、適切な支援を行う包括的な支援体制を充実させることが重要であるが、現状に対応するために、最後のセーフティネットとしての内密出産の法制化を速やかに行う必要がある。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- １ 困難な状況にある妊婦が安心して出産できるよう、社会全体で孤立を防ぎ、適切な支援を行う包括的な支援体制の充実を図ること。
- ２ 妊娠した事実を誰にも知られたくない妊婦が、母子の生命を脅かす孤立出産を選ぶことのないよう、最後のセーフティネットとしての内密出産を速やかに法制化すること。
- ３ 内密出産の法制化に当たっては、子どもの出自を知る権利の保障や父親の責任の在り方、出産後の母子に対する支援の確保など、関連する諸課題について議論を尽くし、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ８ 年 １ ０ 月 １ ４ 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総		務	大	臣	
法		務	大	臣	
財		務	大	臣	
厚	生	労	働	大	） 殿
こ	ど	も	家	庭	
				長	官

神 奈 川 県 議 会 議 長